

第一部 特集

1 気候変動の影響とゼロカーボンの推進について

1 令和2年7月豪雨災害

線状降水帯の長期停滞により7月3日から4日にかけて降り続いた豪雨によって、球磨川流域では、昭和40年洪水や昭和57年洪水を上回る、観測開始以来最大の雨量を記録し、広範囲に降った大量の雨が球磨川や佐敷川などに流れ込み、大氾濫を引き起こしました。

「令和2年7月豪雨」をはじめ全国で頻発する豪雨については、地球温暖化の影響があるといわれています。



写真提供：球磨村

〈主な被害状況〉

【人的被害】

死者数65名行方不明者数2名

【住家被害】

全壊1,490棟半壊3,098棟

床上浸水294棟床下浸水427棟

【交通インフラ】

道路729路線（1,467箇所）

橋梁流失16箇所

2 災害廃棄物処理

令和2年7月豪雨災害により膨大な量の災害廃棄物が発生しました。

発災直後は、街中にはごみがあふれ、市が開設した仮置場の周辺には渋滞が発生しましたが、仮置場のレイアウトを見直し、単一品目の搬入を優先する「ファストレーン」を設け、渋滞の改善を図りました。

自衛隊等と連携した大型ごみの分別撤去は、従来の自衛隊による災害廃棄物の撤去方法を変える全国初の取組みとして、8月に国でマニュアル化され、今後のスタンダードとなっています。その結果、8月末には大半の片付けごみが仮置場に持ち込まれました。

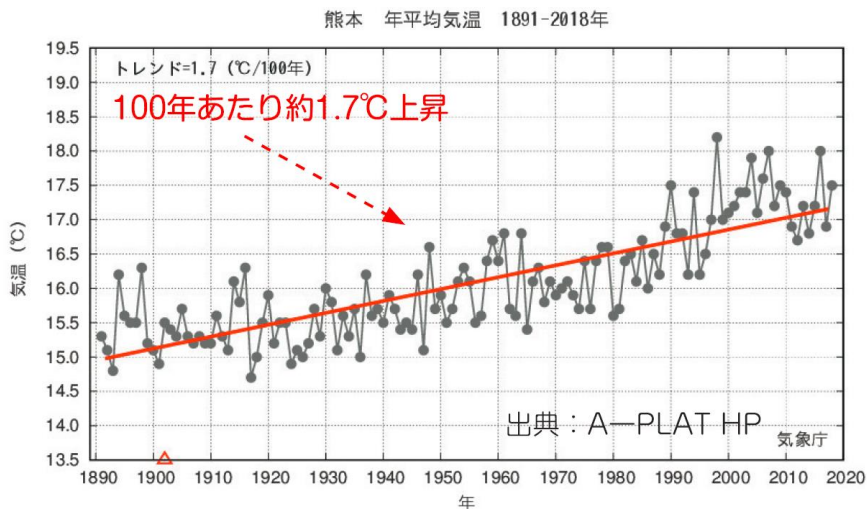


3 温暖化の現状等

(1) 熊本県における温暖化の現状

世界の平均気温は、1880年～2012年の間に0.85度上昇。熊本の平均気温は100年あたり約1.7度上昇し、そのペースは世界を上回っています。

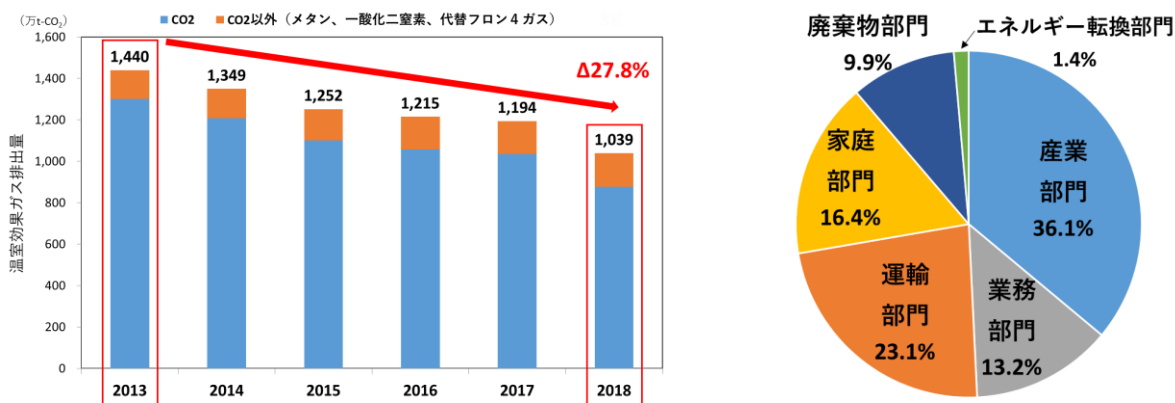
今以上の対策を行わなかった場合、21世紀末の熊本の平均気温は、20世紀末に比べて約4度上昇することが予測されており、真夏日や猛暑日の増加、強い台風の割合の増加、豪雨の発生頻度の高まり等が懸念されています。



(2) 熊本県の取組み

熊本県は、2019年12月、国に先駆けて「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」を目指すことを宣言し、地球温暖化対策を進めています。

熊本県の2018年度の温室効果ガス排出量は、基準年度（2013年度）比で27.8%の削減となっており、今後さらに取組みを加速させる必要があります。



4 2050年ゼロカーボンに向けた戦略

県では、次期計画（第六次熊本県環境基本計画（令和3～7年度））に向けて、2050年ゼロカーボンに向けた4つの戦略とロードマップを整理しました。

【戦略1】省エネルギーの推進

- ・ 照明、空調、給湯等の省エネ設備への転換
- ・ 建築物の省エネ（断熱材、二重窓の使用等）の推進
- ・ 自家消費型の再エネ等の利用推進 等

【戦略2】エネルギーシフト

- ・ 電化や太陽熱利用等の環境負荷の少ないライフスタイルへの転換
- ・ CO₂ゼロエミッションの高純度バイオディーゼル燃料（BDF）や水素、RPF等への転換 等

【戦略3】電気のCO₂ゼロ化

- ・ 太陽光発電等の導入促進
- ・ 再生可能エネルギーの割合の高い電力の導入推進 等

【戦略4】その他のCO₂の実質ゼロ化（CO₂吸収・固定等）

- ・ 適切な間伐や再造林等の森林整備等の推進
- ・ 県産木材の利用拡大
- ・ カーボンオフセットの推進 等

2 「熊本県水とみどりの森づくり税」を活用した取組み

1 はじめに

県土の約60%を占める森林は、私たちの安全で快適な生活を守り支えています。森林は、木材などを生産するだけでなく、私たちが生きていくのに欠かせない水を蓄え、災害の発生や地球温暖化の予防、生態系の保護など多くの役割(公益的機能)を果たしています。

一方で、過疎化や高齢化による担い手の不足、木材価格の低迷による経営困難などで管理が行き届かない森林が増加しており、公益的機能の低下が危惧されています。

そこで、熊本県では、県民共有の財産として健全な森林を守り育て、私たちが享受する多くの恵みを次の世代へ引き継いでいくために、平成17年(2005年)3月に「熊本県水とみどりの森づくり税条例」を制定し、広く県民の皆さまから年間500円(個人の方の場合)をお預かりして、森林の公益的機能の維持・増進を図るための施策に活用しています。

2 これまでの取組み

これまでの取組みで、次のような効果が生まれています。



また、平成17年(2005年)の税導入以降、相次ぐ自然災害の発生や地球温暖化対策の要請、森林経営をめぐる環境の変化など、税と税事業をとりまく状況には様々な変化や課題が生じています。

<様々な変化や課題>

地球温暖化・カーボンニュートラルへの対応

地球温暖化を抑制し、持続可能な未来を実現するため、熊本県では2050年度までに二酸化炭素の排出実質ゼロ(カーボンニュートラル)を目指しています。森林吸収量を安定して確保することで目標の達成に貢献するため、間伐や再造林、木材の利用促進などを通じて「伐って使って植えて育てる」森林資源の循環を確立し、森林の若返りを図る必要があります。

災害に強い森林づくり

熊本地震や豪雨災害などの自然災害が多発する中、県土を保全し、山崩れや土砂の流出等の被害発生を防ぐという森林の機能の重要性があらためて認識されています。適切な森林整備によって災害に強い森林づくりを推進し、県民皆さんの安全安心を確保する必要があります。

次世代につながる森林づくり

熊本県内では収穫期を迎えた人工林が増加し、木材生産等のための伐採(主伐)が進んでいます。水を蓄え災害を防ぐなど、私たちの生活を支える重要な働きをもった豊かな森林を次の世代に引き継ぐため、伐採後の植林(再造林)や成長のよい苗木の生産などを推進する必要があります。

3 今後の取組み

これまでも5年ごとに社会経済情勢の推移などもふまえて、税の使い^{みち}途などを見直してきています。前述の課題に対応しつつ、森林の公益的機能の維持・増進を通じて県民の皆さまの安全安心を実現していくために、第4期(令和2～6年度(2020～2024年度))では、税事業の方向性を次の2つの柱と5つの視点に定め、これにしたがって、様々な事業を推進しています。

I. 県民の安全安心を守り、次世代につなぐ森づくり	
①	「県民の安全安心を守る森づくり」 間伐などの適切な森林整備を促進することで、災害に強い森林づくりなどを推進します。 ・防災・減災・景観保全森林整備事業など
②	「次世代につなぐ熊本の森づくり」 水を蓄え災害や温暖化を防ぐ豊かな森林を次の世代に引き継いでいくため、伐採後の再造林や鳥獣対策などを強化します。 ・次世代につなぐ森林づくり事業など
③	「森づくりを進めるための基盤づくり」 森づくりの基盤となる、地域の森林を守り育てる人材の育成や、健全な森林を育成するための調査研究などを推進します。 ・地域の森を育てる担い手育成支援事業など
II. 県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを活かす意識づくり	
④	「森に触れ、親しみ、みんなで支える意識づくり」 森林の果たしている役割を県民の皆さまに理解していただくため、体験型事業や普及啓発活動などを推進します。 ・県民の未来につなぐ森づくり事業など
⑤	「森の恵みを活かす意識づくり」 木材やキノコなどの森の恵みの積極的な活用を推進することで、森林資源の循環利用への理解を促進します。 ・くまもとの木と親しむ環境推進事業など



「熊本の森林をみんなで次の世代へ引き継ごう！」
には、こちらのQRコードから行けるモン♪

3 「水俣病問題の解決への取組み」について

1 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病認定について

昭和44年(1969年)に法律による認定制度が始まり、昭和49年(1974年)に現行の「公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)」が施行されました。現在、同法に基づき認定業務を行っています。

公健法の認定申請件数	359件(令和3年(2021年)3月31日現在) 【参考】令和2年(2020年)3月末 419件
------------	---

2 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく救済措置について

公健法以外の被害者救済策として、平成7年の政府解決策による被害者への一時金支払いや医療手帳交付による療養費等の給付が実施されましたが、平成16年(2004年)10月の水俣病関西訴訟最高裁判決以降、公健法に基づく水俣病認定申請や、チッソや国・県に対する損害賠償請求訴訟等が急増しました。これを受け、被害者を救済し、水俣病問題の最終解決を図るため、平成21年(2009年)7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(以下、「特措法」という。)」が成立し、「救済措置の方針」が閣議決定されました。この方針に沿って、一時金の支払いや被害者手帳の交付による療養費等の給付を内容とする新たな救済策が実施されました。この救済策は「あたら限りすべて」の救済を原則として実施され、熊本県だけでも、約4万3千人の方が申請し、3万7千人を超える方が救済を受けられました。

特措法救済対象者数	37,613人(平成26年(2014年)8月29日公表)
-----------	------------------------------

3 水俣病関係の訴訟

令和3年(2021年)3月末現在で係争中の訴訟は、国家賠償請求訴訟6件、水俣病認定等を巡る行政訴訟3件の、計9件です。

(1) 国家賠償請求訴訟

- ① 水俣病被害者互助会国家賠償等請求訴訟
(H19(2007)熊本、原告数 8人)
- ② ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟
(H25(2013)熊本、原告数 1,453人)
- ③ ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟
(H26(2014)東京、原告数 64人)
- ④ ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟
(H26(2014)大阪、原告数 131人)
- ⑤ ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟
(H29(2017)東京、原告数 19人)
- ⑥ 損害賠償請求訴訟
(H27(2015)東京、原告数 1人)

(2) 水俣病認定等を巡る行政訴訟

- ① 水俣病認定義務付等請求訴訟 (H27(2015) 熊本、原告数 7 人)
- ② 水俣病認定義務付等請求訴訟 (H30(2018) 熊本、原告数 1 人)
- ③ 水俣病認定義務付等請求訴訟 (R2(2020) 熊本、原告数 1 人)

4 水俣病を次世代に継承する新たな取組み

国と熊本県は関西訴訟最高裁判決後、熊本県からの提案を踏まえ、平成 17 年 (2005 年) 4 月に環境省が発表した今後の水俣病対策を受け、様々な水俣病対策に取り組んでいます。(第 8 章 水俣病対策事業を参照)

その中から、水俣病の情報発信に関する取組みを紹介します。

県では、語り部の方をはじめ関係者の協力のもと、小中学校や高等学校を訪問し、水俣病学習を行う啓発事業に取り組んでいます。

特に令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中であっても啓発の機会を確保するとともに、「人の命と健康の大切さ」を水俣病の教訓として発信し続けてきたことを踏まえ、感染防止対策を徹底する観点からリモートによる講話を一部取り入れました。

また、より効果的な啓発とするため、内容についても一部見直して実施しました。まず、中学校を対象とした啓発については、美しい環境を取り戻した今の水俣・芦北地域を体感しながら水俣病の正しい知識や教訓を学べるよう、宿泊研修により現地を訪問している中学校生徒に対して、語り部講話等による啓発を実施しました。

高等学校を対象とした啓発については、県内各地を訪問して実施するこれまでの取組みに加え、水俣病の情報発信の担い手となる地元水俣高校、芦北高校に対して、水銀専門家による講義や水俣病関連施設などを巡るフィールドワークなど、発展的な学習の機会を提供しました。

さらに、県内の小学 5 年生全児童を対象とした「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の充実のため、担任教職員を対象とした現地研修も開始しました。

水俣病の歴史や教訓を次世代に継承していくことは、水俣病を経験した本県の重要な取組みです。コロナ禍の中であっても有効な啓発事業が実施できるように、リモート講話などの新たな形を取り入れながら、引き続きしっかりと取り組んでいきます。



中学生を対象とした啓発事業
(リモート講話により実施)



教職員を対象とした現地研修